

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

平成29年2月10日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 尾半商事有限会社
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ツルハドラッグ岩手山田店 下閉伊郡山田町中央町5番地6ほか地内
- (3) 変更しようとする事項 大規模小売店舗の営業時間及び駐車可能時間帯
- (4) 変更する年月日 平成29年2月2日
- (5) 変更の理由 店舗運営計画の見直しのため

2 届出年月日 平成29年1月27日

3 縦覧場所 沿岸広域振興局経営企画部及び山田町役場